

京都市情報公開審査会答申第90号の概要

答申年月日	平成21年1月23日
請求内容	組合役員の勤務先と名前のわかるもの
所管課	総務局人事部給与課
所管課の決定	不存在による非公開決定
所管課の主張	<p>1 本市においては、適法な交渉等に係る必要性から、職員団体の執行委員の氏名については、職員団体側との口頭によるやり取り等で把握している。</p> <p>2 一方、これらの職員の所属は、職員録などを参照することで容易に確認できる事項であり、職員団体の役員の氏名及び所属を併記した公文書がなくても、事務処理上特段の不都合がないことから、職員団体の役員の氏名及び所属が分かる公文書は取得しておらず作成もしていない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 行政等の情報を知る権利は、憲法上の当然の権利として保障され、条例はこれの具体的制度化である。公開を拒むことは、この趣旨に反し、原則的に許されない。</p> <p>2 実施機関は、専従退職者でない本部役員の服務について、①適法な交渉に参加する場合、②職員団体の会議のうち、当局と適法な交渉を行うために特に必要と認められるものに出席する場合に限り、職務に専念する義務を免除できることとしている。それゆえ、本部役員の勤務先と名前の分かる公文書を作成又は取得していなければ、このような職務に専念する義務を免除できることなどできるわけがない。</p> <p>3 何らかの形で、本部役員の勤務先と名前の分かる公文書を作成又は取得しているはずである。もし、そのような文書がなければ、行えるはずのない職務専念義務免除を行っていることになり、職務の怠慢というだけでなく、違法行為である。</p> <p>4 平成18年度職員録では一部の役員の氏名及び所属の確認はできるが、すべてを網羅できるものではなく、また、これでは確たる証拠としては扱いにくく、公文書として情報公開をすべきである。なお、平成19年度以降の職員録ではこの確認すらできない。</p>
審査会の判断	<p>1 当審査会としては、京都市長として、適法な交渉等を受けるうえで、職員団体の代表者等を特定する必要性等から異議申立人の請求趣旨を満たす公文書が他に存在するのではないかについて実施機関に確認した。</p> <p>2 そこで、実施機関からは、「異議申立人の請求趣旨は、京都市長として、適法な交渉等を受けるうえで、職員団体の代表者等を特定する必要性等から、京都市において独自に作成し、又は職員団体から提出を受ける名簿や選任届のようなものであると理解した。京都市長としては、職員団体は人事委員会に届出を行うこととなっており、別途、職員団体から提出を受ける名簿や選任届のようなものはなく、また独自に作成もしていない。なお、職員団体の適法な交渉を受ける際、役員名簿を確認することが必要であれば京都市人事委員会へ照会をかけることが可能である。」との説明があった。</p> <p>3 当審査会としては、職員団体の名簿が同一自治体内の人事委員会に提出され、条例の枠内で対応が可能であることを考慮すると、実施機関の主張が、特段合理性を欠くとはいえず、本件処分が不当であるとは認められないと判断する。</p>